

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則第 5 条第 1 項第 1 号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項、同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第 16 条第 2 項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
小型まき網第 5 種漁業	1	5 トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	共第 13 号共同漁業権の漁場の区域	10 月 1 日から翌年 7 月 15 日まで	平塚市に漁業根拠地※を有し、小型まき網第 5 種漁業を営むことについて、共第 13 号共同漁業権の免許を受けた者の受忍を受けている者。	1. 火光を利用してはならない。 2. 夜間(日没から日の出までの間)操業してはならない。 3. 地びき網漁業の操業を妨げてはならない。	令和 5 年 3 月 13 日から同年 4 月 12 日まで	令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

※漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。